

お客さま各位

北海道信用漁業協同組合連合会

「貯金規定」の一部改定について（事前のご案内）

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊会ではお客さまのお取引にあたり各種規定等を発行しておりますが、令和5年4月1日より、デビットカード取引による公金納付を取り扱う地方公共団体が加盟店金融機関との公的加盟店契約を行う際、従来の直接加盟店方式に加え、決済代行機関（決済情報処理センター等）を介した間接加盟店方式も取扱可能となったこと等を受け、各種貯金規定について内容の見直しを実施したことから、以下の規定等を改定しますのでご案内致します。

記

1 改定対象規定

| | |
|--------|-------------|
| 当座勘定規定 | デビットカード取引規定 |
|--------|-------------|

2 改定内容の概要

(1) 当座勘定規定

- ・ 弊会では小切手用紙、約束手形用紙にQRコードが印字されていないことを踏まえたQRコードに係る記載の削除

(2) デビットカード取引規定

- ① デビットカード取引成立時に生じる法律関係に係る説明等の追加
- ② 地方公共団体が間接加盟店方式も取扱可能となったことに伴い、利用者が加盟店金融機関に対して負担する補償債務の対象に間接公的加盟機関を追加。

※今回改定の規定全般において、その他の軽微な内容に係る修正、追加、削除を実施しております。

※次頁以降に改定規定の新旧対照表を掲示致しますが、改定内容詳細等のご確認を希望されるお客さまにおかれましては、当店窓口にお申し付け下さい。

3 改定日

令和5年7月3日（月）

当座勘定規定 新旧対照表

| 新 (改定後) | 旧 (改定前) |
|--|---|
| <p>【小切手用法】</p> <p>5. (前略)ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、組合名 <u>(削除)</u> に重なることがないようにしてください。</p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分 (クリアーバンド) は使用しないでください。 <u>(削除)</u></p> <p>【約束手形用法】</p> <p>5. (前略)ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、組合名 <u>(削除)</u> に重なることがないようにしてください。</p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺 (クリアーバンド) などの余白部分は使用しないでください。 <u>(削除)</u></p> | <p>【小切手用法】</p> <p>5. (前略)ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、組合名、<u>QRコード欄</u>に重なることがないようにしてください。</p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分 (クリアーバンド) は使用しないでください。 <u>また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>【約束手形用法】</p> <p>5. (前略)ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、組合名、<u>QRコード欄</u>に重なることがないようにしてください。</p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺 (クリアーバンド) などの余白部分は使用しないでください。 <u>また、記名なつ印や金額の複記が QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> |

デビットカード取引規定 新旧対照表

| 新 (改定後) | 旧 (改定前) |
|--|--|
| <p>第1章 デビットカード取引</p> <p>3 (デビットカード取引契約等)</p> <p>(1)前条第1項により (後略)</p> <p><u>(2)前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。</u></p> <p><u>①当組合に対する売買取引債務相当額の貯金引落しの指図および当該指図にもとづいて引き落とされた貯金による売買取引債務の弁済の委託。なお、貯金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</u></p> <p><u>②加盟店金融機関、直接加盟店または任意組合その他の協議会所定の者(以下本条において「譲受人」と総称します。)に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当組合は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。</u></p> <p><u>(3)前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</u></p> <p>第2章 公金納付</p> <p>1 (適用範囲)</p> <p>利用者が、次の各号のうちいずれかの者 (以下「公的加盟機関」といいます。) に対して、協議会所定の公的加盟機関規約 (以下、本章において「規約」といいます。) に定める公的加盟機関に対する公的債務 (以下、「公的債務」といいます。) の支払いを行うために、カードを提示した場合は、第1号においては規約所定の加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとし、この場合、利用者は、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額 (第2号においては加盟機関銀行が決済代行機関に対し負担する補償債務に係る費用相当額) を支払う債務 (以下「補償債務」といいます。) を負担するものとし、当該補償債務を当該カードの貯金口座から貯金の引落し (総合口座取引規定、キャッシュカード規定) に基づく当座貸越による引落しを含みます。) によって支払う取引 (以下本章において「デビットカード取引」といいます。) については、この章の規定により取扱います。 <u>(削除)</u></p> <p><u>(1)規約を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、協議会の会員である一又は複数の金融機関 (以下本章において「加盟機関銀行」といいます。) と規約所定の公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他協議会所定の機関。但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当組合のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。</u></p> <p><u>(2)規約を承認のうえ、規約所定の決済代行機関と規約所定の間接公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他協議会所定の機関。但し、規約所定の当該間接公的加盟機関契約の定めに基づき、当組合のカードを、間接公的加盟機関で利用することができない場合があります。</u></p> <p>2 (準用規定等)</p> <p>(1) (前略) この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、<u>「直接加盟店」を「決済代行機関」と、「加盟店銀行」を「加盟機関銀行」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとし、</u></p> | <p>第1章 デビットカード取引</p> <p>3 (デビットカード取引契約等)</p> <p><u>(追加)</u> 前条第1項により (後略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第2章 公金納付</p> <p>1 (適用範囲)</p> <p><u>協議会所定の公的加盟機関規約 (以下本章において「規約」といいます。) を承認のうえ、協議会に公的加盟機関として登録され、協議会の会員である一又は複数の金融機関 (以下本章において「加盟機関銀行」といいます。) と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人 (以下「公的加盟機関」といいます。) に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務 (以下「公的債務」といいます。) の支払いのために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとし、この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額 <u>(追加)</u> を支払う債務 (以下「補償債務」といいます。) を負担するものとし、当該補償債務を当該カードの貯金口座から貯金の引落し (総合口座取引規定 <u>(追加)</u> に基づく当座貸越による引落しを含みます。) によって支払う取引 (以下本章において「デビットカード取引」といいます。) については、この章の規定により取扱います。 <u>ただし、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当組合のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。</u></u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2 (準用規定等)</p> <p>(1) (前略) この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、<u>(追加)</u> 「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとし、</p> |